令和８年（フ）第２３４号
三重県桑名市大字下深谷部5080番地28
債務者　中村　恭彰
1　決定年月日時　令和８年10月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　辻　　龍範
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月29日午前10時15分
5　免責意見申述期間　令和９年１月15日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

令和８年（フ）第１５４３号
埼玉県川口市元郷２丁目15番２―3007号　エルザタワー32
債務者　坂口　光司
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　窪　　和隆
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月１日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１８４号
横浜市都筑区高山12番５号　ＣＨＡＭＢＯＲＤ高山１Ｆ
債務者　原田　政吾
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　若田　　順
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月25日午前10時40分
5　免責意見申述期間　令和９年１月18日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１８５号
横浜市都筑区高山12番５号　ＣＨＡＭＢＯＲＤ高山１Ｆ
債務者　原田富美子
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　若田　　順
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月25日午前10時40分
5　免責意見申述期間　令和９年１月18日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第７７号
石川県加賀市大聖寺瀬越町23の65番地
債務者　澤田　純子
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高見健次郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月26日午前10時50分
5　免責意見申述期間　令和９年１月19日まで
金沢地方裁判所小松支部

令和８年（フ）第２９６号
静岡市清水区旭町１番17号　丸栄ビル３階
債務者　長谷川元信
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　可児　　望
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月20日午前11時20分
5　免責意見申述期間　令和９年１月19日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第３０１号
岐阜市大洞柏台１―１―1355、住民票上の住所岐阜市加納水野町２丁目15番地
債務者　長谷川伸一郎
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山科正太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月22日午前10時
5　免責意見申述期間　令和９年１月22日まで
岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第５２５１号
大阪市東淀川区下新庄３―４―27　ハイツサンロイヤル502、住民票上の住所大阪市東淀川区上新庄１丁目２番37―201号
債務者　城間　辰裕
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井﨑　康孝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月８日午後２時50分
5　免責意見申述期間　令和９年１月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

令和８年（フ）第１８５号
山形市平清水２丁目４番６号
債務者　三浦古都美
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
山形地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１９５号
山形市大字大森576番地の97
債務者　相馬紀枝子
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
山形地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１９７号
山形県上山市新湯２番４号、前住所山形県南陽市赤湯173番地の８　コーポ喜永　202号室
債務者　板垣　耀琉
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
山形地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３８６号
静岡県磐田市一言2550番地４　コミューンアビタ102
債務者　國下　眞美
1　決定年月日時　令和８年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和８年（フ）第１７３８号
名古屋市守山区桜坂３丁目316番地　サンモールＢ棟103号
債務者　岡山　由実（旧姓後藤）
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１９９９号
名古屋市西区比良三丁目547番地　メゾンエトワール205号、従前の住所愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字野田158番地１　秋善ビル302
債務者　廣本　裕己
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２１０５号
愛知県愛知郡東郷町春木台４丁目９番地６ラ・フォーレ伊桜里206号
債務者　高橋　志穂
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２１７２号
名古屋市天白区天白町大字八事字裏山67番地の117　塩釜口　105
債務者　松本　秀典
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２２７３号
名古屋市瑞穂区新開町３番13号　アーバン神宮東ビル308号
債務者　石本　慎一
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部